## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書

青梅市長殿
下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申請します。

（閲覧者の本人確認について）
閲覧に当たり，閲覧者の本人確認のため閲覧日当日に次のいずれかの書類を持参していただきます。
1 官公署が発行した免許証，許可証，もしくは身分証明書であって本人の顔写真が貼付された有効期限内の書類（運転免許証，パスポート，住民基本台帳カード等）

2 上記 1 がない場合，閲覧者に対して文書で照会したその回答書および本人を確認する書類（健康保険の被保険者証，年金証書等）

## （御注意）

（1）特別の申出がない限り，ドメスティック・バイオレンスおよびストーカー行為等の被害者で支援措置を講じている者を含まない申出であるとみなします。
（2）偽りその他不正な手段により閲覧を行ったときは法律により過料に処せられます。
（3）記載欄が足りないときは，余白等に記入してください。
（4）この申出書の内容は，閲覧をした翌年度に広報紙により公表されます。
（5）閲覧日時は，開庁日の午前 8 時 30 分から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時までです。ただし，市長が執務に支障があると認めたときは，閲覧できません。
（6）閲覧者は，1名とします。閲覧者が変更になった場合は，事前に御連絡ください。
⑦閲覧手数料は，30分までごとにつき300円で，閲覧した情報を記録するときは，転記する住民 1人につき 200 円を加算します。
（8）閲覧事項を転記する場合は，市指定用紙に転記していただきます。閲覧終了後転記用紙を複写させ ていただいた上，手数料を納めていただきます。

太枠内は記入しないでください。


